

第一部

学習指導要領の趣旨

改訂の背景・「令和の日本型学校教育」について

令和5年度高等学校教育課程研究員

愛知県立名古屋南高等学校

杉浦

弘次

愛知県立豊田南高等学校

渡邊

幸多

1 学習指導要領改訂の背景

現行学習指導要領等（平成29～31年改訂）の改訂の背景

今の子供たちやこれから誕生する子供たちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えると予想される。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。また、急激な少子高齢化が進む中で成熟社会を迎えた我が国にあっては、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待される。

この点、平成28年12月の中央教育審議会答申においては、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要であること、こうした力は全く新しい力ということではなく学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」であることを改めて捉え直し、学校教育がしっかりとその強みを發揮できるようにしていくことが必要とされた。

1 学習指導要領改訂の背景

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（平成28年12月21日中央教育審議会答申）

- 「生きる力」とは何かを、資質・能力として具体化
- 各学校における教育課程の検討・改善と、指導の充実

【新学習指導要領】

- すべての教科等の目標・内容を「資質・能力の3つの柱」で再整理
- カリキュラム・マネジメントの充実
- 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善

学習指導要領の全体構造－「生きる力」の理念の具体化－



新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

何が身についたか

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

どのように学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の
新設など

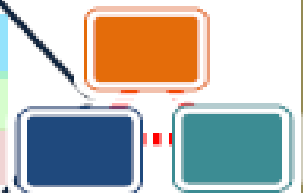
各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造
的に示す

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習
得など、新しい時代に求
められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質
の高い理解を図るための
学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び



主体的・対話的で深い学びの実現 (「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善) について (イメージ)

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにすること

主体的な学び

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

対話的な学び

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

【深い学び】

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「**見方・考え方**」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

新学習指導要領における「目標」及び「内容」の構成



各教科等の「目標」「内容」の記述を、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の3つの柱で再整理。

目標

平成20年改訂小学校学習指導要領

第2章第1節 国語 第1 目標

国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる。

平成29年改訂小学校学習指導要領

第2章第1節 国語 第1 目標

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようになる。【知識及び技能】
- (2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。【思考力、判断力、表現力等】
- (3) 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。【学びに向かう力、人間性等】

内容

平成20年改訂中学校学習指導要領

第2章第3節 数学 第2 各学年の目標及び内容 〔第1学年〕

2 内容

A 数と式

- (1) 具体的な場面を通して正の数と負の数について理解し、その四則計算ができるようにするとともに、正の数と負の数をを用いて表現し考察することができるようにする。
 - ア 正の数と負の数の必要性和意味を理解すること。
 - イ 小学校で学習した数の四則計算と関連付けて、正の数と負の数の四則計算の意味を理解すること。
 - ウ 正の数と負の数の四則計算をすること。
 - エ 具体的な場面で正の数と負の数をを用いて表したり処理したりすること。

平成29年改訂中学校学習指導要領

第2章第3節 数学 第2 各学年の目標及び内容 〔第1学年〕

2 内容

A 数と式

- (1) 正の数と負の数について、数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 次のような知識及び技能を身に付けること。【知識及び技能】
 - (イ) 正の数と負の数の必要性和意味を理解すること。
 - (i) 正の数と負の数の四則計算をすること。
 - (u) 具体的な場面で正の数と負の数をを用いて表したり処理したりすること。
 - イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。【思考力、判断力、表現力等】
 - (ア) 算数で学習した数の四則計算と関連付けて、正の数と負の数の四則計算の方法を考察し表現すること。
 - (i) 正の数と負の数を具体的な場面で活用すること。

「令和の日本型学校教育」 答申について

急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

【背景】

- ・ Society5.0 時代
- ・ 新型コロナ など予測困難な時代
- ・ デジタル化 , オンライン化
DX加速 の重要性



【子どもに育むべき資質・能力】

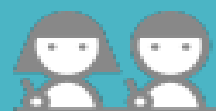
- ・ 一人一人の良さと可能性を認識
- ・ 多様な他者を価値ある存在として尊重し協働
- ・ 社会の変化を乗り越え豊かな人生を切り拓く
持続可能な社会の創り手となる

【ポイント】

- ・ これらの資質・能力を育むために、新学習指導要領の着実な実施が必要
- ・ これらの学校教育を支える基盤的なツールとして、ICTの活用が必要不可欠

2020年代を通じて実現を目指す学校教育
「令和の日本型学校教育」の姿

＼ 全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現 ＼



子供の学び

- ✓ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に充実されている
- ✓ 各学校段階において、それぞれ目指す学びの姿が実現されている

個別最適な学び # 協働的な学び
主体的・対話的で深い学び # ICTの活用



教職員の姿

- ✓ 環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている
- ✓ 子供の一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている
- ✓ 子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている

教師の資質・能力の向上 # 多様な人材の確保 # 家庭や地域社会との連携
学校における働き方改革 # 教職の魅力発信 # 教職志望者の増加



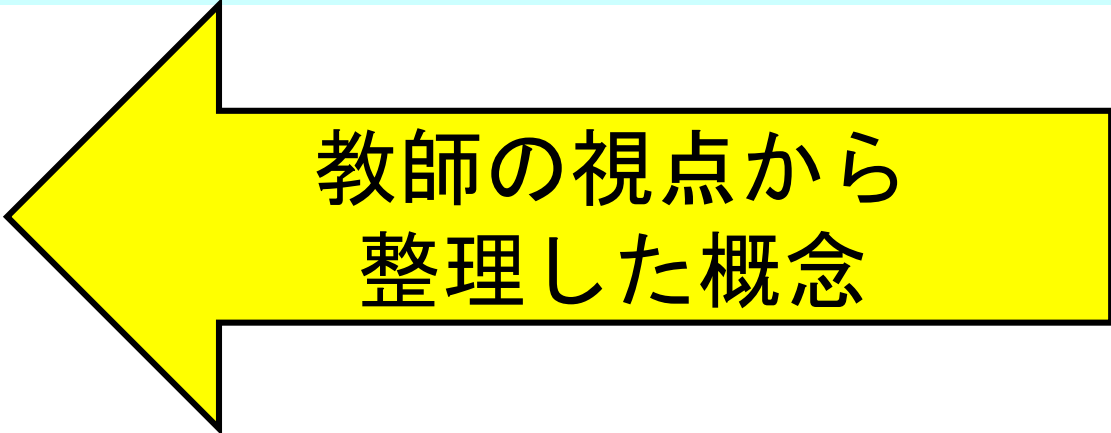
子供の学びや
教職員を支える環境

- ✓ ICT環境の整備により全国の学校で指導・支援の充実、校務の効率化等がなされている
- ✓ 新しい時代の学びを支える学校教育の環境が整備されている
- ✓ 人口減少地域においても魅力的な教育環境が実現されている

ICT環境の整備 # 学校施設の整備
少人数によるきめ細かな指導体制

「個別最適な学び」

- 「個に応じた**指導**」
(新学習指導要領)



教師の視点から
整理した概念

- 「個別最適な**学び**」
(令和の日本型学校教育)



学習者の視点から
整理した概念

「指導の個別化」 「学習の個性化」

- ・「指導の**個別化**」

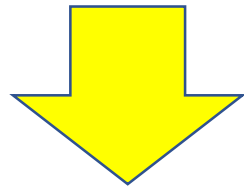
一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供

- ・「学習の**個性化**」

興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、学習活動・学習課題に取り組む機会を提供

「協働的な学び」

- 一人一人の**良い点・可能性を生かす**
- 子供同士、あるいは**多様な他者と協働**



異なる考えが組み合わせられて、より良い学びを生み出す

①個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

指導の個別化

- 基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するため、
 - ・支援が必要な子供により重点的な指導を行うことなど効果的な指導を実現
 - ・特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供
 - ・設定を行う
- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる
- ◆ その際、ICTの活用により、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利用することや、教師の負担を軽減することが重要

学習の個性化

- 基礎的・基本的な知識・技能等や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、子供の興味・関心等に応じ、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する

それぞれの学びを一体的に充実し

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる

②協働的な学び

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせさり、よりよい学びを生み出す

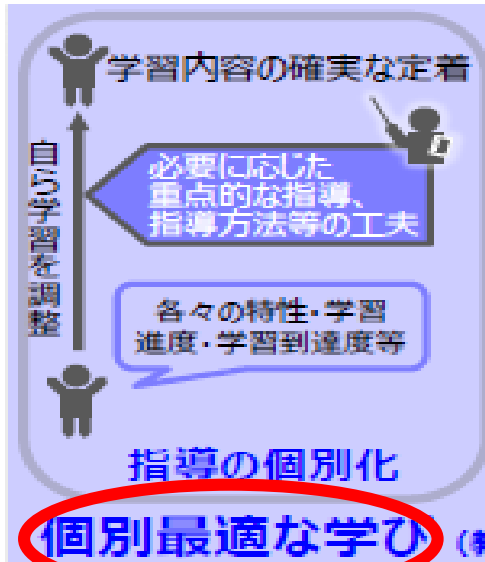
「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実（イメージ）

教育課程部会における審議のまとめ
(令和3年1月25日) (参考資料)



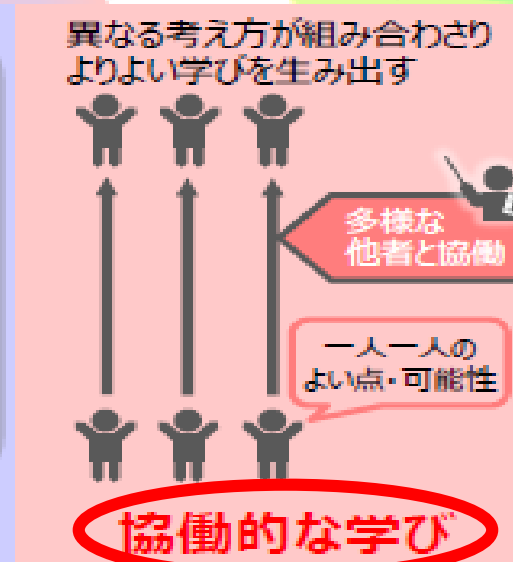
学習指導要領 総則 第3 教育課程の実施と学習評価

学習指導要領 総則 第4 児童(生徒)の発達の支援



個別最適な学び (教師視点では「個に応じた指導」)

修得主義 一人一人の学習状況に応じて学習内容を提供 一定の期間における一人一人の学習の状況・成果を重視の考え方を生かす



協働的な学び

協働主義 集団に対して共通に教育を行う 一定の期間の中で一人一人の多様な成長を包含の考え方を生かす



これからの学校には……一人一人の児童(生徒)が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。

平成29,30年改訂 学習指導要領 前文

※本資料は、「教育課程部会における審議のまとめ」(令和3年1月25日中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会)に基づき、概略を略略化し図等として整理したものである。

「令和の日本型学校教育」における「子供の学び」の姿について

各学校段階において目指す学びの姿

幼児教育

- 小学校との円滑な接続、質の評価を通じたPDCAサイクルの構築等による、質の高い教育が提供されている
- 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しみながら達成感を味わいながら、全ての幼児が健やかに育つことができる

高等学校教育

- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や、社会の形成に主体的に参画するための資質・能力が育まれている
- 多様な関係機関との連携・協働による地域・社会の課題解決に向けた学びが行われている
- 探究的な学びやSTEAM教育など教科等横断的な学びが提供されている

義務教育

- 基礎的・基本的な知識・技能や学習の基盤となる資質・能力等の確実な育成が行われるとともに、多様な一人一人の興味・関心等に応じた学びが提供されている
- 児童生徒同士の学び合いや探究的な学びなどを通じ、地域の構成員や主権者としての意識が育まれている
- 全ての児童生徒が安全・安心に学ぶことができる

特別支援教育

- 全ての教育段階において、インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ、全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境整備
- 障害のある子供とない子供が可能な限りともに教育を受けられる条件整備
- 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

学校や教師がすべき業務・役割等の

＼範囲・内容・量の精選・縮減・重点化／

＼学校と地域社会の連携・協働／

一体となって子供の成長を支えていく

PARU
＼「二項対立」の陥穽に陥らない／

どちらの良さも適切に組み合わせ生かしていく

- 一斉授業 or 個別学習
- デジタル or アナログ
- 履修主義 or 修得主義
- 遠隔・オンライン or 対面・オフライン

全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現に向けて

改革に向けた6つの方向性

- (1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する
- (2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する
- (3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する
- (4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる
- (5) 感染症や災害の発生等乗り越えて学びを保障する
- (6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（中教審第228号）抄

第I部5. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方

（1）学校教育の質の向上に向けたICTの活用

○ ICTの活用により新学習指導要領を着実に実施し、学校教育の質の向上につなげるためには、カリキュラム・マネジメントを充実させつつ、各教科等において育成を目指す資質・能力等を把握した上で、特に「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に生かしていくことが重要である。（略）

○ その際、1人1台の端末環境を生かし、端末を日常的に活用することで、ICTの活用が特別なことではなく「当たり前」のこととなるようにするとともに、ICTにより現実の社会で行われているような方法で児童生徒も学ぶなど、学校教育を現代化することが必要である。児童生徒自身がICTを「文房具」として自由な発想で活用できるように環境を整え、授業をデザインすることが重要である。

（略）

学習指導要領の趣旨を踏まえた保健体育の授業のポイント

1 学習指導要領改訂の要点

12年間の系統性を踏まえた指導内容の見直し

- ◆ 体育科・保健体育科では、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成
- ◆ 小学校から高等学校までの12年間の系統性、発達の段階を踏まえて、4年ごとのまとまりで指導内容を体系化
- ◆ 小学校から高等学校まで、体育科・保健体育科の授業を1週間で3時間程度実施

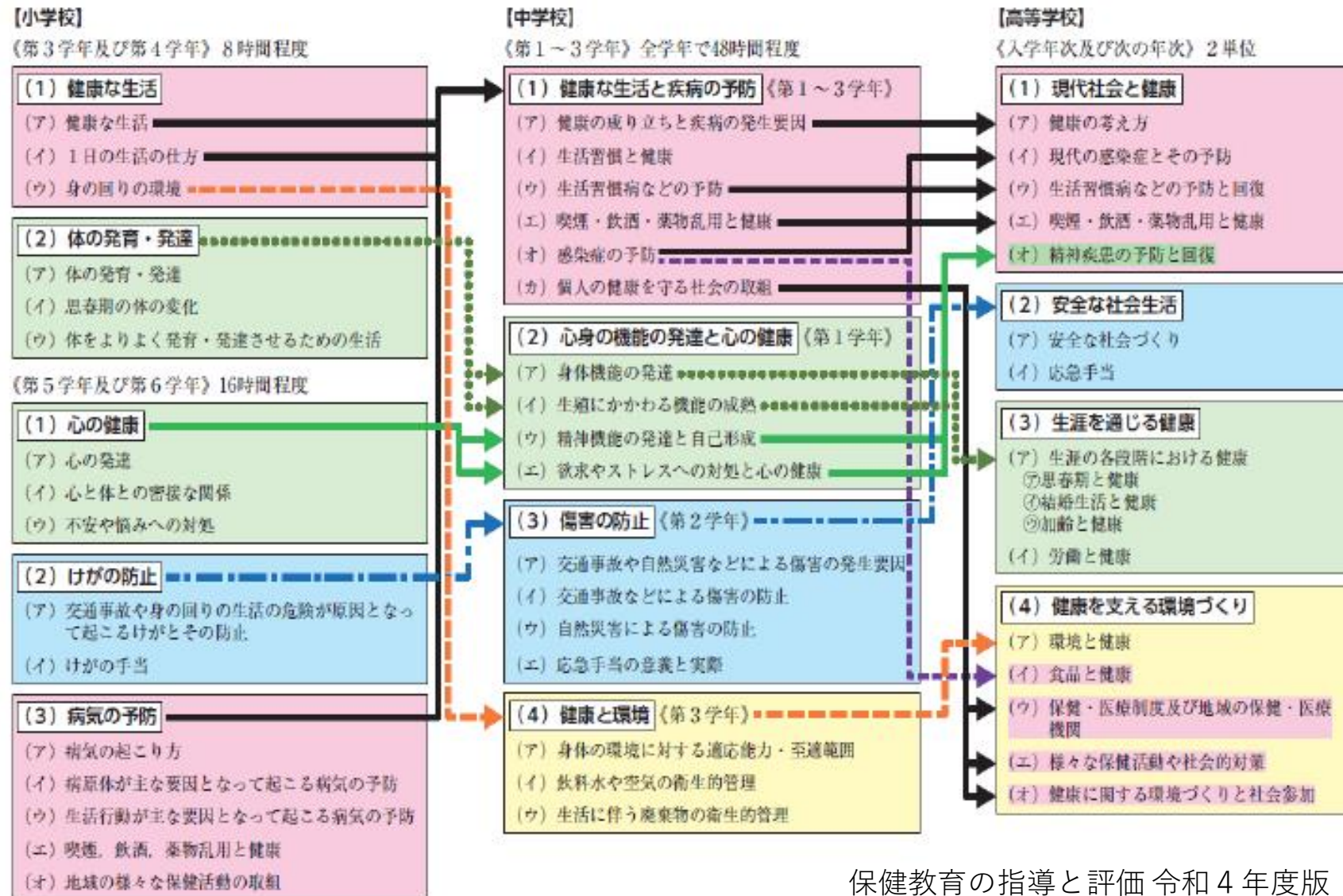
	各種の運動の基礎を培う時期				多くの領域の学習を経験する時期				卒業後も運動やスポーツに多様な形で関わるようにする時期			
	小学校				中学校				高等学校			
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	入学年次	次の年次	それ以降
運動領域等	体つくりの運動遊び		体つくり運動		体つくり運動		体つくり運動		体つくり運動		体つくり運動	
	器械・器具を使った運動遊び		器械運動		器械運動		器械運動		器械運動		器械運動	
	走・跳の運動遊び		走・跳の運動		陸上運動		陸上競技		陸上競技		陸上競技	
	水遊び		水泳運動		水泳運動		水泳		水泳		水泳	
	表現リズム遊び		表現運動		表現運動		ダンス		ダンス		ダンス	
	ゲーム		ゲーム		ボール運動		球技		球技		球技	
							武道		武道		武道	
									体育理論		体育理論	
保健領域等	保健				保健				保健			
年間授業時数等	102時間	105時間	105時間	105時間	90時間	90時間	105時間	105時間	105時間	体育3年間で7~8単位 保健1単位 保健1単位		

必修 選択

学習指導要領の趣旨を踏まえた保健体育の授業のポイント

1 学習指導要領改訂の要点

小学校・中学校・高等学校 内容項目一覧(保健)



学習指導要領の趣旨を踏まえた保健体育の授業のポイント

2 保健体育の学習を通して何を学ぶのか

高等学校 保健体育科の目標

【旧】

心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的、計画的な実践を通して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる。

【現行】

柱書	体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、 <u>生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</u>
知識及び技能	(1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び社会生活における健康・安全について理解するとともに、技能を身に付けるようにする。
思考力、判断力、表現力等	(2) 運動や健康についての自他や社会の課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
学びに向かう力、人間性等	(3) 生涯にわたって継続して運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養う。

学習指導要領の趣旨を踏まえた保健体育の授業のポイント

2 保健体育の学習を通して何を学ぶのか

科目保健の目標

保健の見方・考え方を働かせ、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、生涯を通じて人々が自らの健康や環境を適切に管理し、改善していくための資質・能力を次のとおり育成する。

(1) 個人及び社会生活における健康・安全について理解を深めるとともに、技能を身に付けるようにする。

(2) 健康についての自他や社会の課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けて思考し判断するとともに、目的や状況に応じて他者に伝える力を養う。

(3) 生涯を通じて自他の健康の保持増進やそれを支える環境づくりを目指し、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養う。

学習指導要領の趣旨を踏まえた保健体育の授業のポイント

2 保健体育の学習を通して何を学ぶのか

知識及び技能

(2) 安全な社会生活

ア 知識及び技能

(ア) 安全な社会づくり

.....

(イ) 応急手当

㊦ 応急手当の意義

① 日常的な応急手当

日常生活で起こる傷害や、熱中症などの疾病の際には、それに応じた体位の確保・止血・固定などの基本的な応急手当の方法や手順があることを、実習を通して理解し、応急手当ができるようにする。 **技能**

㊧ 心肺蘇生法

心肺停止状態においては、急速に回復の可能性が失われつつあり、速やかな気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫、AED（自動体外式除細動器）の使用などが必要であること、及び方法や手順について、実習を通して理解し、AEDなどを用いて心肺蘇生法ができるようにする。 **技能**

その際、複数人数で対処することがより有効であること、胸骨圧迫を優先することについて触れるようにする。

なお、指導に当たっては、呼吸器系及び循環器系の機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする。

また、「体育」における水泳などとの関連を図り、指導の効果を高めるよう配慮するものとする。

学習指導要領の趣旨を踏まえた保健体育の授業のポイント

2 保健体育の学習を通して何を学ぶのか

思考力、判断力、表現力等

〈例示〉

・安全な社会生活における事象や情報などについて、安全に関わる原則や概念を基に整理したり、個人及び社会生活と関連付けたりして、自他や社会の課題を発見すること。

課題発見

・安全な社会づくりについて、様々な事故や災害の事例から、安全に関する情報を整理し、環境の整備に応用すること。

課題解決

・交通安全について、習得した知識を基に、事故につながる危険を予測し回避するための自他や社会の取組を評価すること。

課題解決

・応急手当について、習得した知識や技能を事故や災害で生じる傷害や疾病に関連付けて、悪化防止のための適切な方法に応用すること。

課題解決

・安全な社会生活について、自他や社会の課題の解決方法と、それを選択した理由などを話し合ったり、ノートなどに記述したりして、筋道を立てて説明すること。

表現

学習指導要領の趣旨を踏まえた保健体育の授業のポイント

2 保健体育の学習を通して何を学ぶのか

知識の系統性（指導内容の明確化）

- 知識については、体の動かし方や用具の操作方法などの具体的な知識と、運動の実践や生涯スポーツにつながる概念や法則などの汎用的な知識で示している。
- これらの指導に際しては、具体的な知識と汎用的な知識を関連させて理解できるようにするとともに、運動の行い方や健康・安全の確保の仕方などの科学的知識を基に運動の技能を身に付けたり、運動の技能を身に付けることでその理解を一層深めたりするなど知識と技能を関連させて学習できるようにすることが大切である。

技能（指導内容の明確化）

- 指導に際しては、各領域の解説で示す「**例示**」等を参考にして、運動種目等の固有の技能や動き等を身に付けさせることが具体的なねらいとなる。
- 各領域の特性や魅力に応じた楽しさや喜びを味わうことができるようにすることが大切である。

例) 高等学校入学年次

陸上競技:短距離走・リレー

- ・スタートダッシュでは地面を力強くキックして、徐々に上体を起こしていき加速すること。
- ・後半でスピードが著しく低下しないよう、カミのないリズムカルな動きで走ること。

学習指導要領の趣旨を踏まえた保健体育の授業のポイント

2 保健体育の学習を通して何を学ぶのか

思考力, 判断力, 表現力等の系統性(指導内容の明確化)

	中学校1年・2年	中学校3年・高校入学年次	高校その次の年次以降
学習指導要領	自己の課題を発見し, 合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに, 自己(や仲間)の考えたことを他者に伝えること	自己や仲間の課題を発見し, 合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに, 自己(や仲間)の考えたことを他者に伝えること	生涯にわたって運動を豊かに継続するための自己や仲間の課題を発見し, 合理的, 計画的な解決に向けて取り組み方を工夫するとともに, 自己や仲間の考えたことを他者に伝えること
体の動かし方や行い方	<ul style="list-style-type: none"> 課題や出来映えを伝える 自己の課題に応じて練習方法を選ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> 合理的な動きと比較して成果や改善すべきポイントと理由を伝える 自己や仲間の課題や練習方法について伝える 	<ul style="list-style-type: none"> 動きを分析して良い点や修正点を指摘する 課題解決のための練習の計画を立てる 課題解決の過程を踏まえて新たな課題を発見する
体力や健康・安全	<ul style="list-style-type: none"> 安全上の留意点を他の学習場面に当てはめ, 伝える 	<ul style="list-style-type: none"> 体調や環境に応じた適切な練習方法等について振り返る 運動に必要な準備運動や自己が取り組む補助運動を選ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> 危険を回避するための活動の仕方を提案する
運動実践につながる態度	<ul style="list-style-type: none"> 最善を尽くす(伝統的な所作)などのよい取組を見付け, 伝える 分担した役割に応じた活動の仕方を見付ける 提示された仕方に当てはめ, 関わり方を見付ける 違いを踏まえて楽しむ方法を見付け, 伝える 	<ul style="list-style-type: none"> よりよいマナーや行為(所作)について自己の活動を振り返る 分担した役割の成果などについて自己の活動を振り返る 合意形成するための関わり方を見付け, 伝える 違いに配慮して楽しむ活動の方法や修正の仕方を見付ける 	<ul style="list-style-type: none"> よりよいルールやマナー(所作)について提案する 状況に応じて役割を提案する 合意を形成するための調整の仕方を見付ける 違いを踏まえて楽しむための調整の仕方を見付ける
生涯スポーツの設計		<ul style="list-style-type: none"> 運動を継続して楽しむための関わり方を見付ける 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯にわたって楽しむための関わり方を見付ける

学習指導要領の趣旨を踏まえた保健体育の授業のポイント

2 保健体育の学習を通して何を学ぶのか

学びに向かう力,人間性等の指導内容

- ▶ 各教科等の内容については,内容のまとまりごとに,生徒が身に付けることが期待される資質・能力の三つの柱に沿って示すこととしているが,特に「**学びに向かう力,人間性等**」については,目標において全体としてまとめて示し,内容のまとまりごとに指導内容を示さないことを基本としている。しかし,**「体育」においては,豊かなスポーツライフを継続することを重視し,従前より「態度」を内容として示していることから,内容のまとまりごとに「学びに向かう力,人間性等」に対応した指導内容を示すこととした。**

高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 保健体育編

- ▶ **学びに向かう力,人間性等**については,各領域において**愛好的態度**及び**健康・安全**は共通事項とし,**公正(伝統的な行動の仕方),協力,責任,参画,共生**の中から,各領域で取り上げることが効果的な指導内容を重点化して示している。

高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 保健体育編

学習指導要領の趣旨を踏まえた保健体育の授業のポイント

3 授業づくりの視点－主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善－

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。



授業改善の視点

主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか。

学習指導要領の趣旨を踏まえた保健体育の授業のポイント

3 授業づくりの視点－主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善－

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。



授業改善の視点

対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか。

学習指導要領の趣旨を踏まえた保健体育の授業のポイント

3 授業づくりの視点－主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善－

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。



授業改善の視点

学びの深まりをつくり出すために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか。